

過半数代表者選挙が開催される理由を振り返る

過半数代表者が務める役割

『労使協定』の締結

例えば…『36 協定』の締結

36 協定が締結されないと、時間外労働(休日勤務や超勤など)が指示できない。

『安全衛生委員会』の委員を選出する権利

安全衛生委員会－労働災害防止の取り組みには労使一体となる必要がある。
労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策について議論を行う
(安全衛生委員会を開催するにあたって)

- ・毎月一回以上開催すること。
- ・委員会における議事の概要を労働者に周知すること。



過半数代表者の選出方法

職場の労働者の過半数が所属する労働組合が存在する 労働組合から選出
職場の労働者の過半数が所属する労働組合がない 過半数代表者を決める必要がある

以上に伴い、**立候補者が複数名いる場合には
過半数代表者を決める選挙を行う必要がある**

これに伴い、支社でも過半数代表者を毎年選出してきました。

例年だと、支社では 2 月に代表選の立候補者受付から選挙の開票が行われます。
我々の労働環境を安全に働きやすくするためにも、支社で働く一人ひとりが考えて代表者に対する一票
を投じることが求められるのではないのでしょうか？



**労働者の声に耳を傾け、
働きやすい職場づくりを実行できる代表者を選出しよう！**